

業務委託契約書

事業名	令和4年度農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち 品目団体輸出力強化緊急支援事業のうち ウェブ媒体を活用した普及・広報等による日本産木材製品の輸出力の強化
業務内容	業務委託仕様書のとおり
契約金額	24,171,400円（うち消費税2,197,400円）
納品物	業務委託仕様書のとおり
納入方法及び 納入場所	①指定するサーバ内に動作確認の上設置。 ②電磁的媒体に収納し一般社団法人 日本木材輸出振興協会に直接納入する。
納入期限	令和6年2月14日 但し、令和5年12月中にサイトを一旦公開（以下「仮リリース」という。）する。
支払条件	納入内容に対する検査及び改修後
契約保証金	なし

上記の業務について、一般社団法人 日本木材輸出振興協会 会長 山田 壽夫（以下「甲」という。）と、株式会社ニューロマジック 代表取締役社長 黒井基晴（以下「乙」という。）とは、次の条項により、請負契約を締結する。

（定義等）

以下の条項内の「業務委託仕様書」とは、当仕様書に記載されている別記書類、参考書類を含めている。

（基本事項）

第1条 本契約は、業務委託仕様書の記載内容の実施を前提とした契約とする。

第2条 甲は、本請負契約書に基づく業務（以下「業務」という。）の実施を乙に発注し、乙は、これを誠実に実施するものとする。

（業務指示）

第3条 乙は、甲の指示及び業務委託仕様書に従って実施しなければならない。

- 2 業務委託仕様書で提示しきれない細部の要件等については、開発時点にて、一般に広く採用されている手法・技術等を本システムでも採用することを基本方針とし、甲、乙で協議・確認の上、決定する。
- 3 業務委託仕様書に基づいて制作しても、ユーザビリティの問題やバグの発生等が予想される場合には、乙は、予め代替案を提示し、甲、乙で協議・確認の上、最善の対応を決定する。
- 4 前項において、業務委託仕様書の変更が必要な場合は、甲、乙で協議・確認の上、当該書面の修正を行うこととする。

(会議の開催)

第4条 甲及び乙は、業務が終了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議及び解決、その他業務が円滑に遂行できるよう必要な事項を協議するため、会議を開催するものとする。

2 前項の会議は、原則として、1ヶ月に2回程度を目安として開催するものとし、必要に応じて、開催頻度を調整するものとする。

(納入期日等)

第5条 乙は当契約書冒頭の納入期限までに業務委託仕様書に記載の納品物を納入しなければならない。

2 仮リリース時の完成度は、業務の進捗により協議の上決めることとし、その後調整の上業務委託仕様書、実施要領、サイト設計書に記載されている内容をすべて反映した状態で納入期限までに納入する。

3 納入された内容の動作確認及び調整業務等については、本番環境にて、実際にサイトを閲覧及び使用をしながら、年度末まで継続することとし、改善対応や不具合の対応等の調整があった場合は年度末までに最終版を納入する。

(検査)

第6条 乙は、業務委託仕様書に記載の納品物について、納入期限までに甲に内容の説明を実施して、検査を受けなければならない。

2 甲は、乙より納入を受けたときは、その日から30日以内に検査を行ない、乙にその結果を通知しなければならない。甲が30日以内に通知を行わなかった場合は検査が完了したものとみなす。

3 納品物検査の結果、納品物等が本請負契約書及び業務委託仕様書の内容に適合しないとき、不備又は誤り等が見つかった場合には、甲は乙に対して改修を求めることができる。

4 前項に該当した場合は、乙は直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について甲の事務局に説明を行った上で、指定された合理的な日時までに再度納品するものとする。

5 前1から4項までの検査に合格したときは、その時点で納品物の引渡しがあったものとする。

6 納品物の引渡後、甲が第8条による契約金を支払った時点で、納品物の所有権は、乙から甲に移転するものとする。

(契約不適合責任)

第7条 甲は検査完了後、納品物について業務委託仕様書との不一致（バグも含む。以下「契約不適合」という。）が発見された場合、甲及び乙で当該契約不適合の原因について協議・調査するとともに、甲は乙に対して当該契約不適合の修正等の履行の追完（以下「追完」という。）を請求することができる。

- 2 前項に対し、乙は、民法562条1項における但し書きにかかわらず、甲が請求する合理的な方法により履行の追完をしなければならない。
- 3 前項にかかわらず、契約不適合によっても契約の目的を達することができる場合であって、追完に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の追完義務を負わないものとする。
- 4 前項にもかかわらず、甲が追完を請求する場合は、甲、乙協議の上、かかる費用を甲が負担した上で、乙は追完を行うこととする。
- 5 甲は、当該契約不適合（乙の責に帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、乙に対して損害賠償（第13条が定める範囲内に限る。）を請求することができる。
- 6 当該契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、当該契約不適合により個別契約の目的を達することができないときは、甲は本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。
- 7 乙が本項に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、納品物の検査後12カ月以内に甲から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。
- 8 検査完了時において乙が当該契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は当該契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合には、前項の限りでない。
- 9 前各項の要件は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等又は指示が不適當であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

（支払）

第8条 甲は、すべての納品物を検査し、乙が追完を完了し、納品物の引渡しを受けた後、乙から支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約金を支払わなければならない。

- 2 甲の責に帰すべき理由により前条に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合は、期間満了の日から起算して支払の日までの日数に応じ、年8.25%の割合で計算した金額を乙に支払うものとする。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てるものとする。

（契約の解除）

第9条 甲、乙は、次の各号の一に該当するに至ったときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により事業の遂行ができなくなったときは、甲は契約を解除することができる。
- (2) 甲の責に帰すべき事由により事業の遂行ができなくなったときは、乙は契約を解除

することができる。

(違約金)

第10条 甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は甲に対し、違約金として契約金額の10%に相当する額を30日以内に支払わなければならない。

2 乙が前条の規定により契約を解除したときは、甲は乙に対し、違約金として契約金額の10%に相当する額及び当該解除までに乙が要した業務の実施経費全額を30日以内に支払わなければならない。

(納品物の知的財産権)

第11条 本業務における納品物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、乙が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由により予め甲の事務局の承認を得た上で権利譲渡不可能とされたもの以外は、全て甲に帰属するものとする。

2 甲は、納品物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。また、甲は、納品物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること（以下「複製等」という。）ができるものとする。ただし、納品物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により甲がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までに通知を受けたときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。

3 業務の実施に当たり甲または乙が第三者より実施許諾または使用許諾を受けた知的財産権が納品物に含まれる場合、当該知的財産権は当該第三者に帰属する。

4 納品される納品物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、乙が当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこととする。この場合、乙は、当該既存著作物の内容について事前に甲の事務局の承認を得ることとし、甲の事務局は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

5 乙が制作した既存のシステム（以下「既存システム」という。）を当業務においてシステムの一部として適用させる場合は、既存システムの著作権及びその他の知的財産権はいずれも乙に留保されるものとする。

6 本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任及び負担において一切を処理することとする。この場合、甲は係る紛争等の事実を知ったときは、乙に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を乙に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

7 本件プログラムに関する権利（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び納品物の所有権は、第8条により、甲から乙に契約金の支払いが行われた時点

で、乙から甲に移転するものとする。

8 乙は甲に対し、本条の規定に基づき甲に著作権が帰属することとされた著作物について、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

9 乙は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを侵害する行為を行わないこと。

(保証)

第12条 第三者から甲に対して納品物が当該第三者の権利を侵害している旨の警告または訴訟の提起等がなされた場合には、乙は、甲がそれにより被った通常かつ直接の損害を、甲に対して賠償する。但し、当該警告または訴訟の提起等が乙の責に帰すべき事由によらない場合には、乙は損害を賠償する義務を負わないものとする。

(損害賠償)

第13条 甲及び乙は、本契約の履行に関し、各々相手方の責に帰すべき事由により、損害を被った場合、本件契約の契約金を上限として、相手方に賠償を求めることができるものとする。但し、納入物の瑕疵による損害については、甲は当該瑕疵が乙の責に帰すべき事由により修正されず、かつ、瑕疵の修正に代わる合理的な代替措置の提供がなされなかった場合に限り、乙に対してこれを請求することができる。

(機密保持、資料の取扱等)

第14条 甲及び乙は、本契約の履行を通じて知り得た相手方の機密情報を外部に漏らしてはならない。なお、本条において機密情報とは、甲または乙がこの契約の有効期間中に相手方に提供または開示する情報であって、かつ、次の各号の一に該当するものをいう。

(1) 情報を開示する契約当事者（以下「開示者」という。）が情報を受領する契約当事者（以下「被開示者」という）に対し、書面またはパソコン等の記憶装置または記録媒体上に記録された電磁的記録によって提供または開示した技術上、業務上の一切の情報のうち、適切な表示（「秘」、「Confidential」等）により機密である旨が明示された情報。

(2) 開示者が被開示者に対し、口頭または視覚的に開示した情報であって、開示の際、開示者から機密である旨を告げられ、開示後3日以内に開示者より当該機密情報を合理的に特定できる要旨で書面にされ、かつ当該書面において適切な表示（「秘」、「Confidential」等）により機密である旨が明示された情報。

(3) 業務遂行の過程において甲乙共同で考案または発明したアイデア、ノウハウ等の存在や内容。

2 被開示者は、機密情報を、開示された目的以外に利用してはならず、この契約の遂行上知る必要のある者に限定して開示するものとする。

3 被開示者は、機密情報を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、被開示者は、

開示者から請求があったときは、機密情報の開示者への返還、機密情報の複製物の破棄等、開示者の指示に基づく措置を採るものとする。ただし、法令又は社内規則上、当該機密情報及びその複製物を保持し続ける必要がある場合は、必要な範囲内で、被開示者は当該機密情報等を保管し続けることができる。

(情報セキュリティ要件)

第15条 甲及び乙は本業務に係る情報セキュリティ要件について以下のとおりとする。

- 1 乙は、請け負った業務以外の目的で利用しないこと。
- 2 業務上知り得た情報について第三者への開示や漏えいをしないこと。
- 3 機密情報の持出しを禁止すること。
- 4 乙の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合に直ちに甲に報告する義務や、損害に対する賠償等の責任を負うこと。
- 5 業務の履行中に受け取った機密情報は業務終了後の返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。
- 6 甲は、適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を求めることや、必要に応じて乙の事前の書面による承諾の元、甲の事務局による実地調査が実施できること。

(事業者情報、個人情報の取扱い)

第16条 システムが保有する事業者情報、個人情報の取扱いは以下のとおりとする。

- 1 システムが保有する事業者情報、個人情報の取扱いについては甲の事務局と協議の上決定し、書面にて提出すること。
- 2 乙は、本業務を履行する上で個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大を防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。
- 3 個人情報の取扱いにおいて適正な取扱いが行われなかった場合は、本業務の契約解除の措置を受けるものとする。

(契約期間)

第17条 この契約の有効期間は、契約締結の日から納品物の所有権が甲に移転した日までとする。

- 2 但し、前項に関わらず、第7条及び第12条の定めはこの契約の終了後も同条の定め

従い有効に存続する。

(裁判管轄)

第18条 この契約に関し訴訟を提起する場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解決)

第19条 この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

(協議)

第20条 この契約の定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

当契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和5年7月7日

委託者（甲）

東京都文京区後楽1丁目7番12号 林友ビル 4F

一般社団法人 日本木材輸出振興協会

会長 山田 壽夫

受託者（乙）

東京都中央区築地 6-16-1 築地 616 ビル 3F

株式会社 ニューロマジック

代表取締役 黒井 基晴